

様式 2

## 男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) (2) ア「GADイニシアティブ」に基づく取組の推進

## 1 主な施策の取組状況及び評価

## (1) 取組状況

- ・ GADイニシアティブに基づき、ODAの全ての分野において、政策の立案、個別案件の計画、実施、評価等を含む全ての段階で、ODAに関わる全てのステークホルダーがジェンダーの主流化を促進するよう取り組んでいる。
- ・ 具体的な取組としては、分野別イニシアティブ及び国別援助計画にジェンダーの視点への配慮を明記するようにしている。個別案件の実施の際は、男女の参加比率を同程度にするなどして男女がともに発言する機会を設ける等、公平性を確保している事例もある。また、ODAに係る組織の能力向上及び体制整備を進めるため、JICAの本部及び国内事務所並びに在外公館やJICAの在外事務所にジェンダー主流化を担う職員を配置し、ネットワークの構築や職員の意識向上に努めている。

## (2) 評価

- ・ GAD イニシアティブにより、ODA の全ての分野において、政策レベルや個別案件レベルでの立案、計画、実施、評価の各段階で、ジェンダー視点を確認する考え方が整理された。
- ・ ジェンダーは全ての分野・課題に対し横断的に考慮すべきものであり、取組に当たっては相手国政府や他ドナーとの連携が重要である。
- ・ GAD イニシアティブに基づきジェンダー主流化を推進していくに当たり、相手国の文化的・社会的な背景に配慮しながら進めていくことが重要である。

## 2 今後の方向性、検討課題等

GAD イニシアティブに基づき、すべての開発政策、施策、事業の計画、実施、モニタリング、評価のあらゆる段階で、より一層のジェンダー配慮がなされるよう引き続き取組を強化する。

## 3 参考データ、関連政策評価等

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) (2) イ「国連の諸活動への協力」

<p><b>1 主な施策の取組状況及び評価</b></p> <p>(1) 取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連における会合への出席・対応（国連総会第3委員会、人権理事会、婦人の地位委員会、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）関連会議等。）</li> <li>・国連のジェンダー4機関を統合する一貫性協議に参加、新機関が効果的・効率的なものとなるよう議論に参加。</li> <li>・女子差別撤廃条約第6回報告の作成・提出、同報告及び同報告に関する女子差別撤廃委員会からの最終見解等のホームページを通じた周知。</li> <li>・女子差別撤廃委員会には日本人の林陽子弁護士が選出されている。</li> <li>・国連婦人開発基金（U N I F E M）へ継続的に拠出金を通じて協力してきている。</li> </ul> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国は、婦人の地位委員会、人権理事会においてほぼ連続してメンバー国に選出されてきており、各委員会・理事会における定期会合においては積極的に議論に参加し、国連におけるジェンダーの主流化、女性の地位向上に寄与してきている。</li> </ul>
<p><b>2 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>(1) 今後の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も引き続き、女性の地位向上に関わる国際会合に積極的に参加していき、国連総会・人権理事会等において女性のエンパワーメントに関する決議採択に貢献していく。平成22年3月に行われる北京行動綱領採択15周年記念会合に参加し、国際的合意形成に貢献していく。</li> </ul> <p>(2) 今後の検討課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨今の我が国の厳しい財政状況の下、国際機関・基金等への我が国の現状の拠出金の水準を維持するための努力を、関係者からの理解・支援も得つつ継続的に行う必要がある。</li> </ul>
<p><b>3 参考データ、関連政策評価等</b></p>

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) (2) ウ「女性の平和への貢献」

<p><b>1 主な施策の取組状況及び評価</b></p> <p>(1) 取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 紛争の防止・解決そして平和の維持等、平和構築に関するあらゆる場面における女性の参画を促す安保理決議 1325 (平成 12 年採択) を支持。紛争下の暴力に関する安保理決議 1820 (平成 20 年採択)、紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表を設置する安保理決議 1888 (平成 21 年) の共同提案国となる。</li> <li>・ 関連安保理決議及び「GAD イニシアティブ」等を踏まえ、平和構築支援へのジェンダーの視点の取り入れ、女性の参画を促している。具体的には国際開発機関への拠出や二国間援助を通じて、下記例のようなプロジェクトを実施してきている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ コンゴ民主共和国における「イツリ地方における統合されたコミュニティ強化と平和構築支援」プロジェクトへの支援 (人間の安全保障基金。平成 20 年承認。) …活動に性差に基づく暴力防止のためのラジオ等によるキャンペーンが含まれる。</li> <li>➤ 「スーダン・ダルフルにおけるアフリカ連合 (AU) 部隊人造り支援事業」への支援 (人間の安全保障基金。平成 18 - 20 年に実施。) …女性を含む社会的弱者の人権状況改善、能力強化等を目的とするもの。</li> <li>➤ 「ブルンジにおける戦争被災民の持続的社會復帰のための複数の国際機関が参加するプログラム」への支援 (人間の安全保障基金。平成 19-21 年に実施。) …活動に帰還民女性の経済力の強化が含まれる。</li> <li>➤ 「アフガニスタン国女性の経済的エンパワーメント支援プロジェクト」(技術協力。平成 17 年-20 年に実施。) …女性課題省の強化を通じ、女性の経済的エンパワーメントを図る。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 評価</p> <p>関連安保理決議のコンセンサス採択に向けて貢献してきている。また平和構築支援においては女性の参画を促し、女性の視点を取り入れたプロジェクトを実施してきている。</p>
<p><b>2 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>我が国は 1325 決議を推進する 1325 フレンズにも参加しており、国連等における議論にも引き続き主体的に参加していく。</p> <p>平和構築分野での支援の実施に際しても、「GAD イニシアティブ」に沿ったプロジェクトへのジェンダーの視点の取り入れ、平和構築プロセスへの女性の参画促進に引き続き努める。</p>
<p><b>3 参考データ、関連政策評価等</b></p>

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(施策名) (2) カ「NGOとの連携・協力推進」

<p>1 主な施策の取組状況及び評価</p> <p>(1) 取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国連総会第3委員会に、毎年女性NGO代表を政府代表団の一員として派遣している。</li><li>・国連婦人の地位委員会の年次会合には、例年民間女性に日本代表を委嘱している他、女性NGOから一名政府代表団の一員として参加している。</li><li>・NGOを通じてジェンダー関連事業の支援を行っている。</li><li>・日本NGO連携無償資金協力案件の審査の際にジェンダー配慮を確認している。</li></ul> <p>(2) 評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・女性関係NGOとは随時意見交換を行い、女性の地位向上に向けて連携してきていると評価できる。</li></ul>
<p>2 今後の方向性、検討課題等</p> <p>・NGOの視点から発信される専門的知見に裏付けされた意見は示唆に富んでおり、今後もNGOとの連携・協力を努めていきたい。</p>
<p>3 参考データ、関連政策評価等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・国連婦人の地位委員会日本代表： 目黒依子上智大教授（平成13年～21年）</li><li>・国連総会第三委員会政府代表顧問： 黒崎伸子医師（平成19～20年）、篠原梓亜細亜大学教授（平成21年）</li></ul>